

# 入札説明書

令和8年度桜井市の公共施設（市営住宅・学校施設（小学校・中学校））に係る受水槽及び高架水槽清掃点検業務の一般競争入札（条件付き）について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

この入札は、郵便入札となります。入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

## 1. 業務の概要等

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 業務名  | (ア) 桜井市営住宅受水槽・高架水槽清掃業務<br>(イ) 桜井市立学校施設（小学校・中学校）受水槽<br>及び高架水槽清掃点検業務 |
| (2) 業務場所 | (ア) 桜井市大字大福地内 外6ヶ所<br>(イ) 桜井小学校 外12校                               |
| (3) 業務内容 | 各業務対象箇所の仕様書のとおり。   |
| (4) 業務期間 | (ア) (イ) 共通<br>契約日より令和8年8月31日まで                                     |

## 2. 業務対象箇所の担当課

公共施設ごとに担当課が分かれています。

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| (1) 桜井市営住宅            | 都市建設部住宅課      |
| (2) 桜井市立学校施設（小学校・中学校） | 教育委員会事務局教育総務課 |

## 3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 桜井市契約規則（昭和44年3月桜井市規則第3号）第2条の2の規定に該当しないこと。
- (3) 令和8年度桜井市物品購入・業務委託等入札参加資格者名簿【Q04】（貯水槽・浄化槽清掃）に登録されていること。
- (4) 「建築物飲料水貯水槽清掃業者」の資格を有し、「貯水槽清掃作業監督者講習会」を受講していること。
- (5) 公告日から開札の日までの間において、桜井市から指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申

立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (9) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (10) 桜井市暴力団排除条例（平成23年条例第21条）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (11) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体ではないこと。

#### 4. 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次の(1)の期限までに(2)に掲げる書類を(3)に示す提出場所に提出してください。

なお、期限までに規定の必要書類を提出しない者はこの一般競争入札に参加することができません。

(1) 提出期限 **令和8年4月24日（金）午後5時まで**

(2) 提出書類

(ア) 入札参加表明書（様式A）

※桜井市の入札参加資格者名簿に申請した印鑑（以下「届出印」という。）と同じ印影を押印してください。

(イ) 「建築物飲料水貯水槽清掃業者登録」および「貯水槽清掃作業監督者講習会受講」の登録の写し

(ウ) 「貯水槽清掃作業監督者講習会受講」の受講者が社員である証明の写し（社員証の写し等）

(3) 受領及び提出場所

〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の 1

(4) 提出方法

(ア) 郵送の場合

郵便局の窓口において、「一般書留」または「簡易書留」にて(1)の提出期限までに届くよう郵送手続を行ってください。郵送に要する費用は、入札参加者負担とします。

(イ) 持参の場合

受付期間内に、(3)の提出場所に持参してください。

受付時間は、午前9時から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日は除く)

5. 入札参加資格の確認

入札参加表明書(様式A)の提出のあった者には、令和8年5月1日(金)に入札参加資格確認結果通知書を発送します。

なお、入札参加資格の確認を得ることが出来なかった者は、その理由について下記の期間に説明を求めることができます。

- (1) 期 間 令和8年5月15日(金)まで
- (2) 時 間 午前9時から午後5時まで
- (3) 書面(任意の様式)で教育委員会事務局教育総務課まで持参してください。
- (4) 令和8年5月20日(水)に、入札参加資格の確認を得ることが出来なかった理由書を通知します。

6. 仕様書等についての質問

- (1) 本入札説明書及び仕様書において質問等がある場合は、別紙質問書の様式により、**令和8年5月8日(金)午後5時まで**に、桜井市教育委員会教育総務課に必着するよう提出してください。(FAXでの提出も可。ただし、FAXの場合は質問書の送信後に教育委員会事務局教育総務課へ受信確認の電話を必ず行うこと。)
- (2) 質問書の回答については、令和8年5月15日(金)までに、桜井市ホームページで回答します。

7. 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

8. 入札書等の記載について

- (1) 「入札書の記入の仕方について」を参照し、提出してください。入札金額、入札者の住所、業者名及び代表者名を記載し、届出印と同じ印影を押印してください。
- (2) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金

額をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとします。

- (3) 応札できない施設がある場合には、入札書金額欄に斜線を引き、入札用封筒へ同封してください。

**※入札書の提出漏れを防ぐため、応札の可否に関わらず必ず全施設の入札書を同封し、提出してください。**

## 9. 入札書等の提出期日及び提出場所

入札書の提出及び辞退については、(1) および (2) を厳守してください。

- (1) 提出期日 **令和8年5月21日(木) 午後5時まで**  
(2) 提出場所 〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の1  
桜井市教育委員会事務局 教育総務課

## 10. 入札書の提出について

入札書の提出は、(1) または (2) の方法により、受付期間内に到着または持参してください。

### (1) 郵送の場合

郵便局の窓口において、「**一般書留**」または「**簡易書留**」にて**令和8年5月21日(木) 午後5時までに到着**するよう郵送手続を行ってください。郵送に要する費用は、入札参加者負担とします。

### (2) 持参の場合

9.(1)の提出期日までに、桜井市教育委員会事務局教育総務課に持参してください。

## 11. 入札の辞退について

入札参加表明書(様式A)を提出した後に辞退する場合は、(1) または (2) の方法により、必ず入札辞退届(様式D)を提出してください。

### (1) 郵送の場合

封筒に入札辞退届を封緘し、入札を辞退することがわかるよう封筒表面に「入札辞退届 在中」等記載し、**令和8年5月21日(木) 午後5時までに到着**するように郵送してください。封筒の様式及び郵送方法については問いません。郵送に要する費用は、入札参加者負担とします。

### (2) 持参の場合

9.(1)の提出期日までに、桜井市教育委員会事務局教育総務課に持参してください。

## 12. 開札の日時・場所

日 時 令和8年5月22日（金）午前10時00分より  
場 所 〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の1  
桜井市役所3階 入札室

### 13. 開札について

開札は、市営住宅・学校施設（小学校・中学校）の2施設を同時に行い、各施設において落札者を決定いたします。

### 14. 開札の立会いについて

- (1) 入札参加者のうち希望する者は、開札に立会うことができます。1業者につき1名が立会うことができます。
- (2) 開札の立会いを希望する者は、入札書提出期限（令和8年5月21日（木）午後5時）までに開札立会申請書（様式E）を提出してください。（FAXでの提出も可。ただし、FAXの場合は申請書の送信後に教育委員会事務局教育総務課へ受信確認の電話を必ず行うこと。）

**※郵送で提出する場合は、入札書の封筒とは別の封筒にて提出してください。**

- (3) 立会いとなった場合でも、入札書は10.（1）または（2）により提出してください。
- (4) 代理人が立会いを希望される場合は立会委任状（様式F）が必要となりますので、開札日当日に持参してください。
- (5) 開札立会人は、開札日当日に開札確認書に署名ください。
- (6) 開札の立会い希望がない場合は、入札事務に関係のない職員が立会い 開札を行います。
- (7) 立会いについては、天災等の社会情勢を踏まえその都度判断するものとします。

### 15. 入札回数及びくじによる落札者の決定について

入札は1回とします。

開札の結果、同じ最低価格をもって入札した者が2者以上あるときは、くじにより決定します。この場合、当該業者が立会っている場合はその者が、立会っていない場合は入札事務に関係のない職員がくじを引くこととします。

### 16. 開札結果

落札者には、電話により開札日の午後5時までに連絡します。なお、入札結果は本庁舎内閲覧場所及び桜井市ホームページにて閲覧できます。

### 17. 入札等の無効

次に掲げる（１）から（１１）までのいずれかに該当する入札は、無効とします。

- （１）入札説明書に示した競争入札参加資格のない者の入札。
- （２）指定の期日までに必要書類の提出がなかった者の入札。
- （３）指定の入札期日までに入札書が到達しなかった者の入札。
- （４）入札書記載の金額を加除訂正した入札。
- （５）伝送をもって送付してきた入札。
- （６）入札書に記名押印を欠く入札。
- （７）入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札。
- （８）同一入札者がなした同一事項についての２以上の入札。
- （９）入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札。
- （１０）その他、入札に関する条件に違反した入札。
- （１１）落札者が契約までに、入札参加資格を満たさなくなった場合は、契約の締結はできません。

#### 18. 保証金

- （１）入札保証金  
免除します。
- （２）契約保証金  
桜井市契約規則によります。

#### 19. 契約の締結及び契約書の作成について

- （１）落札者は契約書の作成を要します。契約書の作成に要する費用については、落札者による負担とします。
- （２）落札者は、桜井市契約規則第２３条第１項の規定に基づき落札の日から５日以内（特別の理由により必要のあると認めるときは指定する日まで）に契約を締結するものとします。
- （３）契約締結時に、資格の確認及び資格確認資料等の提出を求めます。入札参加資格を満たしていない場合は、契約の締結はできません。

#### 20. その他

- （１）資格確認資料のヒアリングは実施しません。ただし、記載内容が不明瞭等で入札参加資格が確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- （２）提出された資格確認資料は返却しません。なお、公表することや無断で使用することはありません。
- （３）入札参加者は、配布資料等を熟読すると共に、本説明書及び入札心得を遵守するものとします。

(4) 入札において事故が起きたとき又は不正な行為があると認められたときは、入札を中止又は延期する場合があります。

2 1. お問い合わせ先

〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の 1

桜井市教育委員会事務局 教育総務課

TEL：0744-42-9111（内線：8112）

FAX：0744-45-0962

※各施設の仕様書につきましては、各担当課にお問い合わせください。